

令和8年6月19日
地域教育課

江東きっずクラブ等における指導検査の実施について

1 指導検査について

(1) 目的

江東きっずクラブ及び私立学童クラブの運営に関し、助言・指導を行うことにより、質の向上を図る。

(2) 対象クラブ（令和8年4月時点）

- ・ 江東きっずクラブ 64施設（公営8施設、民営56施設）
- ・ 私立学童クラブ 3施設

※原則として2年に1回実施。

(3) 検査内容

設備・運営確認（職員配置状況、児童育成状況等）、検査講評等

2 計画及び実績

(1) 一般検査

係長級以上の職にある者を長とする職員3名以上で実施。

- ・ 令和6年度（実績）：34施設
江東きっずクラブ32施設（うち民営30施設）、私立学童クラブ2施設
- ・ 令和7年度（実績）：34施設
江東きっずクラブ33施設（うち民営26施設）、私立学童クラブ1施設
- ・ 令和8年度（計画）：33施設
江東きっずクラブ31施設（うち民営28施設）、私立学童クラブ2施設

(2) 特別検査

課長級以上の職にある者を長とする職員3名以上で実施。課長級以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は、係長級以上の職にある者とする。

- ・ 令和6年度（実績）：重要指摘事項がないため実施せず
- ・ 令和7年度（実績）：重要指摘事項がないため実施せず